健健発0802第2号令和元年8月2日

厚生労働省健康局健康課長 (公印省略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株) 混合ワクチンの自主回収への対応について

令和元年6月7日、一般財団法人 阪大微生物病研究会(以下「阪大微研」という。)から、「『テトラビック皮下注シリンジ』一部ロットの製品(製造番号: 4K23 及び 4K24)自主回収のお詫びとご協力のお願い」がプレスリリースされ、有効成分の1つ(不活化ポリオウイルス3型のD抗原量)が有効期間内に承認規格を下回ったことから「テトラビック皮下注シリンジ」の一部ロットの製品(製造番号: 4K23 及び 4K24)が自主回収されました。(別添資料1を参照)

この自主回収に関して、以下のとおり情報共有しますので、定期接種の実施主体である市区町村、医療機関等の関係者に対し、周知いただくようお願いいたします。

- 1. 回収対象ロットの製品を接種された方で、有効性に不安を感じ、抗体価測定を希望される方に対しては、抗体検査の実施とその費用を阪大微研にて負担すること。また、抗体検査の結果、ポリオの追加免疫が必要と判断され、予防接種が実施された場合には、その費用を阪大微研で負担すること。(別添資料2を参照)
- 2. 回収対象ロットの製品を接種された方で、前述の抗体検査の結果、ポリオの 追加免疫が必要と判断され、予防接種が実施された場合には、当該ロットの ワクチン接種は適切な定期接種が実施されなかったものとして、保護者に対 して必要な説明をした上で、定期接種として実施することは、差し支えない こと。